

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)
地域名 (地域内農業集落名)	四日市場地区 (四日市場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第2回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・花き栽培中心の農家が多く、他の地区よりも認定農業者の数も多い地区である。
・農業で生計を立てている割合は高いが、後継者がいる農家が少ないことから 10 年後は規模縮小・離農して農地を貸したい人が増えることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内の認定農業者 10 経営体（うち 1 経営体は法人）が中心となり、水稻及び花きの生産を行っているが、今後は高齢化による離農者が増えることが懸念されるため、離農を防ぐためにも後継者の育成をしながら農業法人の設立を検討するとともに、新規就農者への確保を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	119.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	119.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域を基本の区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し農地の活用を促進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・現在の賃貸借の状況を把握し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の出し手・受け手に関わらず原則として農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備事業の計画は無いが、農地の多くが平坦地で耕作しやすい農地が多い。今後は農地の集積、集約を進めながら、部分的にでも耕作条件改善（農道拡幅・畦畔撤去）を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内の認定農業者、担い手の高齢化が進んでいて後継者不足が懸念されている。今後は、農業法人の設立や新規就農者の確保も視野に入れながら推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、より効果の高いワイヤーメッシュの導入を検討していく。
- ③担い手への農地集積を図り、スマート農業による効率化・省力化を実施していく。
- ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。